# 大分市自治基本条例検討委員会 第6回理念部会 議事録

日 時 平成22年3月29日(月) 14:00~16:00

場 所 大分市役所議会棟 1階 第2委員会室

出席者

### 【委員】

井手口 良一、川辺 正行、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦の各委員(計5名)

### 【事務局】

企画課主幹 渡邉 信司、同主査 甲斐 章弘、同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛 (計4名)

【プロジェクトチーム】

# 【オブザーバー】

総務課法制室 主査 後藤 裕司、同主任 牧 俊孝(計2名)

# 【傍聴者】

無

# 次 第

- 1. 開会
- 2.議事
  - (1)前文、目的等について
  - (2)第11回全体会への提出議題について
  - (3)その他(次回開催日程等)

## <第6回 理念部会>

事務局

それでは、ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会 第6回理念部会 を開催いたします。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。(別紙1)といたしまして、先般議論のありました前文案の修正版を、(別紙2)として自治基本条例の「目的」の項目に係る他都市の解説等の状況を、(報告)として前回までの各部会における議論の状況をお示ししております。

また、本日の議論の参考になるかとも思いまして、以前、第4回の部会でも お配りさせていただきました「文言の定義」、「基本理念、基本原則」の案を再 度配布させていただいております。

それでは、本部会の議論に先立ちまして、事務局から先日行われました部会 の意見内容について、ご報告をさせていただきます。

前回の議論では、第10回の全体会の議論の結果を基に、前文の内容、目的の検討の方向性等が話し合われたことと思います。議論の概要について、(報告)の一番上のページ、理念部会の分をご覧いただければと思います。

まず、前文についてですが、基本的には理念部会で示した内容については、 多くの意見も出されはしましたが、そのほとんどは概念的な指摘であり、部会 の委員さんの発言にもありましたが、「内容的には、指摘された事項はおおよそ 網羅できているのではないか」というのが、この部会の委員さんの共通認識で あったと思います。

その他の意見としては、前文(案)の最終段落の「次の世代」の表現について、「子ども」等のように具体的な表現にするべきではないかという声があったことから、「次の」という部分を「わたしたちの子どもや孫の世代に」というふうに表現してはどうかという案が出ましたことから、修正案をお配りさせていただいたところです。本日はこの案を基に、もう一度前文を見直してみようということであったと思います。

また、「前文」に謳いこんだ仮称の「大分市自治基本条例」という名称について議論がされなかったことに対して、若干、疑問があるというご意見がありましたが、これにつきましては、他の部会で「市民基本条例」などのネーミングの一案が出たことも含めまして、次回の全体会では「名称」というところが一つの議論になってくるのではないかというふうにも思っております。

この他、「条例を作る『目的』が前文にない」という他部会の委員さんのご指摘についても、前回の部会でもお話させていただきましたが、本部会でまだ十分に議論が尽くされていなかった目的案をお示ししていなかったからこそ出た意見であるというふうに皆さんお考えになっていただいているというように考えております。

ただ、目的の内容を前文の中で謳うのか、別の項目立てとして表現するのかは検討する余地がある事項であるとも思いますので、本日、目的案の議論も含めまして、ご協議いただけたらと思います。

次に、その目的でありますが、事務局がお示しした案につきまして、結びの 文が「自治の実現」ということであったことに対して、「自治」が目的となるの か手段となるのかを議論をしなくてはいけないというご意見をいただいたとこ るでございます。

また、検討委員会オブザーバーとしての法制部門職員からも「目的は条例の 根幹になる項目であるということから、しっかりと議論した方が良い」という 意見もあり、その関連で、他自治体の目的作成の根拠があれば見たいとのご要 望がありましたので、資料を添付させていただいております。

次に、定義の部分についてですが、やはり、全体会でも「協働」という言葉について議論が交わされたことから、しっかり定義をする必要があるという意見がありました。また、「協働」の定義はある程度の共通理解が得られたと考えられることから、「今の状況で一旦保留して、他の部会からもっと具体的な意見が出てから検討しても良いのではないか」というようなご意見もあったところ

でございます。

なお、「協働」という言葉について活発な議論が交わされておりました「市民参加・まちづくり部会」においても、2月23日の当該部会の議論において、条例上での使用について容認する方向での意見が出されており、「協働」という言葉を自治基本条例の条文の中で使うということで意見がまとまるのではないかと思われます。

ただ、全体会の市長発言にもございました、「市民の行動に責務を負わせるものではない」という点に関連して、「『協働』を定義付ける際には、この『責務を負わせるものではない』という立場をしっかり踏まえたものにする必要がある」というご意見も「市民参加・まちづくり部会」の中から出ているところでございます。当部会の議論の中でも、これに関する表現をどのようにするかを押さえておいた方がよろしいかと思います。

最後に、「理念」と「原則」についてですが、「今までも議論をしてきているので、おぼろげながらイメージが湧いてきている」とのご意見もいただいたところであります。ただ、現在の案で、前回の全体会にお示しした時に、ほとんど議論をいただけなかったところでありますが、このままで理念部会としてお話を進めていって良いのか、再度確認していただければと思っております。

また、議論の前に気が早い話で恐縮ですが、次回会議は、4月6日(火)に第11回全体会議を予定しております。委員の皆さんにおかれましては、最大公約数的に出席いただける日を選んでおりますので、この点はご了承いただきたいと思います。

この会議は、自治基本条例の最高規範性の問題など、根幹に関わる部分について、今一度、全体での意思統一が必要であるとのご意見がございますことから、先日、急遽日程調整をさせていただきました。

これも踏まえまして、本日ご議論いただく際には、全体会に理念部会で議論 した結果として出せるものはどういうものかを押さえていただければよろしい かと思います。

それではお配りしたA3の資料の見方をご説明させてください。自治体のところに色分けがされておりますが、黄色の部分につきましてはニセコ町のところを見ていただいてもお分かりいただけますとおり、「自治の実現を図ることを目的とする」というような、「自治が目的として取り扱われている」条例、オレンジ色の部分につきましては、隣の上越市であれば、「自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする」というように、「自治が手段として扱われている」条例、それ以外にも自治というものが出てこない条例も参考に挙げております。

前回の議論の中で、目的の条文が出来た過程であるとか解説が載ったものが欲しいというお話がございましたので、解説文があるような条例をピックアップしてみたものでございます。皆さんの議論の参考にしていただければと思います。それでは、進行を部会長よろしくお願いいたします。

部会長

はい、今、今日の議論の内容のご説明をいただいたわけですが、まず、(別紙1)の前文案の修正版について議論したいと思います。内容的には先ほど言われた「わたしたちの子どもや孫の世代」という部分以外はあまり修正を要する

ところは無いのではないかとも考えますが、よろしくお願いします。

これは、他の部会から具体的な提案というのは、あまり出ていないわけです よね。

事務局

そうですね。第10回の全体会の中ではどちらかというと概念的、イメージ 的なご意見は結構多かったと思いますが、「この文章についてはこうした方が良 い」というような具体的なところは無かったのではないかと思います。

中には、「このように自然や歴史を述べるのではなく、住民自治の目的のところを述べるべきではないか」というご意見もありましたが、大勢としては、「このように大分市の歴史や自然のことを述べるべきだ」というふうなご意見が多かったと思います。それ以外では、今回修正した「次代の」の部分が具体的な意見であったかと思います。

部会長

ということは、今回、最終的な議論に近くなると思うんですけれども、何か ご意見があったらお聞かせ願いたいんですが。

委員

語句の問題なんですけれども、最後の「~最高規範、~」というふうに書かれているんですが、「~最高規範としての~」とかいう言葉でつないだ方が良いのかなと思いました。「、」ではなく言葉でつなぐ方が良いかと。

部会長

「本市の在り方を定める最高規範としての大分市自治基本条例を制定します」ということですね。

委員

「として」は、その上の文章で使っているので、「最高規範『である』大分市 自治基本条例を制定します」になるのかな。

部会長

なるほど、「として」が上にあるから…、「最高規範『である』」ですか。「最高規範『である』大分市自治基本条例を制定します」…。 いかがですか。

委員

今日は法制の職員は来ていない?

法制室

法制室です。前に「として」がありますので、自治基本条例が最高規範というのであれば、「である」で良いと思います。

委員

先日、議会で全員協議会を開きまして、「自治基本条例が最高規範である」ということ、それから、自治基本条例の中に一文を設けて、そこで「議会に関しては議会基本条例に則って」という文言を入れて、「議会基本条例も最高規範の一部を形成するものであるという形でいく」ということに決まりました。最高規範性のある条例だということを確認しました。

部会長

では、ここでやっている自治基本条例と議会基本条例は一連のものであるという、ワンセットですよということですね。

#### 委員

はい、ワンセットです。

#### 部会長

そうすると、ここで「最高規範である自治基本条例」と言っても構わないわけですね。他には何かありますか。以前、(前文では)風光明媚なものを謳うのが良いのか、自治に関する精神的な支柱みたいなものをここで謳った方が良いのかという議論がありましたよね。

#### 事務局

全体会のときの議論ですね。今の段階では、この前文(案)がいけないとかいうところまでは話が波及していなかったと思うのですが、他の部会の委員の皆さんの中では、この(案)で「悪くないんじゃないの」というイメージだったのではないかなと私は受け止めておりますし、前回のこの部会でもそのようなご意見ではなかったかと思っております。

#### 部会長

だから、あまり強く「これでは駄目だ」という感じではなかったですよね、確かに。

#### 委員

「歴史について語ろう」といった委員もおられたし、「最後の4段目だけで良いんじゃないか」っていうような、要するに「シンプルで短い文章で目的だけを語れば良い」というような方もいたというところで、言ってしまえば、そのような意見が全部、今の案に入っているんじゃないかというふうに事務局は解釈しているんですね。

### 部会長

そういう点では、特に前半も問題無いし、後半も今の「である」を入れれば、 それでもう、よろしいですかね。特に議論は無いですね。

それでは、前文(案)については大体そういうことで、この(案)の(仮称) の前に「である」という接続詞を入れるということで。

### 事務局

それでは、第11回の全体会の際に、議論がそこまで行き着くかは別ですが、 第10回の全体会のご意見を踏まえたうえで、本部会としては歴史や風土といったところを考えた、現在の前文(案)で良いのではないかと思っていると、 ただ、「次代」のところは「子ども~」というふうに具体的にしてみたものを、 再度ご提示するということでよろしいでしょうか。(「はい」の声)

それでは、今回のご意見を反映させたものを修正版として全体会にご提示させていただくようにいたします。

#### 副部会長

(前文の)どこかにね、「私達一人ひとりが自治の主体としての自覚を新たにする」っていうのをね、一番最後のどこかに入れた方が良いんじゃないかなって思うんですけれども。

一人ひとりに自覚してもらわなければいけないんですよね。

#### 部会長

そうですね、これは後でちょっと出てくる、市長が「市民の行動に責務を負わせるものではない」というものとの取扱いがどうなるのかというところについて、また後でご意見を伺わなければならないんですけれども。

ただ、自治基本条例が目指しているものは、やはり市民も新たにしっかり自 覚するし、その他の行政も議会もそうですけれども、関係者が自覚して皆で協 力してまちづくりをやろうという気持ちにならないといけないわけで...。

副部会長

そういう気持ちにならないといけないですよね。(自治基本条例を)読んで「あ、そうか」って喚起すると言ったら大げさになりますけれど、読んでからそういう気持ちにするような…。

部会長

そこまではちょっと…、ちょっと気になっているのは前文のところなんですけれどもね。

委員

確かに、世の中の風潮が、今なんと言いますか、「間違った個人主義」に流れてしまっていて、「自分は責任取らない、だけど周りの社会は責任を取るべきだ」みたいな世界になっているので、副部会長さんがおっしゃる部分が必要だという気持ちは良くわかるんです。

ですが、実際問題としては、憲法にせよ自治基本条例にせよ、一番大切な骨子は何かと言うと、権力を持っている人間にきちっと縛りをかけておくことなんです。権力の濫用に走らないようにさせるために縛り上げておくことなんです。そうすると、この場合に誰が権力を持っているかというと、市民と行政府である執行機関、市長をトップとする、それと議会と三つ入れたときに、市民は権力がありません。権限は持っています。後の二つに対して、自分達の主権を負託する権限は持っているけれども、我々が縛り上げておかなくてはならないものではないですね。

そうするとこの中で、ここで市長が言った「市民に対して責務を負わせるものではない」と言っていることと少し性格は違うんですが、あまり市民に対して責務を負わせたり、自覚を促すような条文であるような必要は無いんですよ、自治基本条例であっても。

元々、世界で一番最初にマグナ・カルタができたときにやったことは何かと言うと、時の王様の権限を制約したんです。つまり、大衆の側から権力者に対して縛り上げた、「あなたはこれ以上のことをしてはいけないんですよ」という形で縛り上げておく。あるいは、「これは私達のためにしなければいけないんですよ」という、そういうものでなくてはならないというものが最初にあるんですよ。法理論的に言うと。

部会長

私は法律家ではないのでそういうところはよくわからないんですけれど、ただ、今自治基本条例がいろんな市町村で取り組まれている中には、やっぱり市民協働という考え方、皆が力を合わせて良いまちづくりに取り組んでいこうよというものが今の時代の価値だということでやっているはずなんですよね。

だから、そうなると、規制するための法律という部分は残るにしても、やっぱりまちづくりは皆で力を合わせてやるものよと、誰かが誰かに命令してやるというものではなしに、力を合わせるんですよという、やる気になってやるんですよとかね、知恵をしっかり出しましょうよとかね、そういう方向に今時代が進んできているんじゃないかなという気がしているんですよ。

#### 委員

ですから、それは目的とか協働とかいう条文の中に入れ込んでいって、前文は、あくまで一人ひとり全員が、それぞれ宣言をするときに使う言葉のようなものですから、一人ひとりに返るわけですね、「わたしたちは」というところで自分に返るわけです。

ですから、既に自分に返っているわけですから、それ以上自分に対して「やらなきゃ駄目なんだ」というのをわざわざ自覚しなくても、この前文を自分が口に出して言うことによって、もう自分がそこに参加しているんだという形になれるようなものであるべきだと思うんです。

ただ、「目的」だとか、「協働」という言葉を定義するときには、「主権者である市民が主体的に動かなければ何も始まりませんよ」というところが、やっぱり無ければいけないと思うんですよ。

#### 部会長

そういうことは、先に進めば具体的にもうちょっと書き込まれてくると思うんですけれども、だから、前文でどこまでそういうものを浮かび上がらせるのか、それとも押さえておいて後の方で書くのかっていう程度の問題じゃないかと思うんですけれどね。

#### 委員

先ほど、委員さんが言った、憲法というのは他の法律と違って、いわゆる「執行する側を縛る」…。他の法律って、「人を殺めてはいけません」とか個人を縛りますよね。でも、憲法というのは国を縛るという中身であって、自治基本条例も、それに例えれば大分市の「憲法」に近いわけだから、「執行する側を縛る」という中身になると思うんですが、憲法の中には、同時に「これを守らせていくためには不断の国民の努力が必要だ」という件がどこかに出てきていたんじゃないかなと、前文だったかどこだったかは覚えていないんですけれども。

だから、入れるとすれば、「私達が自覚をしてやりなさいと自分を縛る」のではなくて、「皆でお互いに努力をして良い大分市を作るためにがんばろうよ」というようなニュアンスでもって入れたらどうかと思うんですけれどもね。

## 部会長

これは、市の中ではどういうふうに整理をされているんですか。市長がお考えになっている、あるいは市長がある程度方向付けをしている真意のところはどういうことだと考えたら良いんですか。

#### 事務局

自治基本条例に対してですか。

#### 部会長

今、言われたように、要するに「何かを縛る」という考え方と「何かをもっとやろうよ」と促す意味合いと両方あるわけですね。

#### 事務局

自治基本条例に関して言えば、市長は委員の皆さんの意見を尊重するということで良いと思うのですが、市長がこの間、「市民を縛るものではない」という発言をされたのは「協働」のところで、「市民と議会と行政が手を取り合っていくときに責務を負わせるものではない」という意味であったと思うんです。市民も議会も行政も、それぞれが自発的、主体的にそれぞれの課題に向かってい

くときに、「誰かにやれと言われてやる」のではなく、「一緒になって、それぞれの意思でやっていきましょう」ということを言われたと思っているんです。

ですから、そういった意味では自治基本条例はその延長にあって、市民、議会、行政が一緒になって大分市のまちづくりをしていくためのルールになるものなので、誰からも責務を負わされるものではないけれども、自分たちが良い大分市を作っていくために集まって取り組むんですよと、そのための前文にもありますが、道しるべになるようなものですよね。

ですから、市長は自分から「自治基本条例はこうだ」ということを言うのではなくて、このような「道しるべ」を議会の代表の方、もちろん事務局を始め執行機関側からも委員が出ておりますし、何よりも市民の代表の皆さんと議論をしていただく中から出てきたもので自治基本条例を作りたいとお考えになっていると、私はそのように理解しております。

部会長

大体そういうことで、自治を進めていくと良いまちづくりが出来ると、それを力にして進んでいくということをお考えだと思うので、そういう意味で、あまり前文にごちゃごちゃ書くわけにもいかないので、この程度で収めておいて良いかどうかということになるんですよね。

副部会長

前文に謳う謳わないは別にしてですね、やはり「協働のまちづくり」ってい うのは三位一体になって、良い知恵を出し合って、まちづくりをしていくって いうのが根本になっていないといけないと思うんですよね。

委員

「目的」にその形で入れたらどうでしょうか、「目的」の部分に。

事務局

第4回の部会の資料2ですね、こちらに「この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする」というものを事務局案としてお出ししております。

以前もご説明しましたが、下にどのように考えたかという考え方をお示ししております。まず、一番大事なものは何か、というものを考えたときに、「市民主体の大分市」、「市民が中心の大分市」が一番だと考えましたので、結びを市民主体の自治の実現としております。また、今、副部会長さんに「三位一体」ということをおっしゃっていただきましたけれども、市民や議会、行政が協力し合って大分市の自治に取り組むためには一定のルールが必要だと、そのためには役割を明確にしましょうねということを謳い込んで、共に取り組むという姿勢を出したいということでこういった文章を作りました。

で、今のお話の中の「三位一体でやりましょう」とかいったところは、この 中に入っているのかなと思っていますけれども。

部会長

そうすると、今言われたのは、このままの案で大体良いと…。

事務局

いえ、どちらかというと、自分の自己満足というところで、今の時点では「こ

ういった形でいかがでしょうか」というところでお出ししております。

前回も委員さんから「『自治の実現』と言うとゴールになってしまうのではないか、自治は手段でなければならないのではないか」というご意見もいただきましたし、そういったご意見を委員の皆様からお出しいただく中で、「じゃあ、大分市の自治基本条例の目的は何が良いのか」と、前回も法制部門の職員が申し上げましたが、「目的があれば、最終的なゴールも決まるからしっかり考えないといけない」という助言もありましたので、かなり皆さんのプレッシャーも大きいかと思うんですけれども、「目的」をしっかり定めていただければと思います。

そういうのもありまして、前回、委員さんから「他の自治体の条文の解説も見れば参考になるのではないか」というご意見もございましたので、今回ネット上ではありますけれども、条文とそれを作るまでの過程であるとか解説であるとかいうものがあるものについて拾い出したものをお示ししております。

部会長

とりあえず、これは一時保留しておいて先に進みましょうか。後でもう一回全体像を仕上げるときに、他の項目とバランスを見てダブらないように上手く整理するということをやったらどうかと思うんですけれども。

それで、今日「目的」の分は何か出ていましたか。

原案は1月28日の第4回の部会の資料にあります。

事務局

委員

それで、前回私が言った話をしますと、「目的」が「自治の実現を図ること」で良いのかということ。実際は我々、自分たちにとって住み良い、良いまちを作ることが目的であって、自分達で決めることは決めましょうということなんだから、自治が最終目的…、実際は「自治と自主自立のまちとどう違うのか」と言われれば、それは表裏一体で不可分のものなんですけれども、でも言葉にしてしまうと、自治が最終目的であって良いとはちょっと思えないところがあって。

部会長

だから、自治というのは目的ではないんだと、手段だということになるんですか。

委員

委員

手段でもないんですけれどもね。自治というものは道具ではありませんから。

一つはね、「自治を目的とする」というふうに書かれたとき、それを市民の皆さんが読んだときに、なんとなく自治が押し付けられているような、そういう想いがするんですよね。で、「一緒にこんなまちづくりをしましょう、そこが目的なんですよ」と言われると、それは当然、自治が無ければ駄目だし、自主自立でなければ駄目なんだというのがついてくる、ついてくれば、「あ、そうだね」と思うんだけれど。

だから、どんなまちづくりをするかということを目的に置いた方が読んだ人は、言っている中身は同じでも「そうだね」というふうに感じるんじゃないかなと思うんですね。

ちょっと他のまちを見てみませんか、どういう形で組みあがっているか。 部会長 他所のまちは皆、自治基本条例という条例の名前に囚われて、どうしても目 委員 的のところに「自治」という言葉を使っている、何らかの形で使われています けれど、別に「自治」という言葉を使わなくても、我々が決めること自体が、 もう既に自分達で決めれば「自治」なんですから。 いや、これは作って決めることももちろん「自治」ですけれども、実際に今 部会長 度ずっと展開して活動を、市民がそれぞれに動き出したときに、それじゃあ、 その市民に対してどういう励ましの言葉をかけるかとね。 「自分達のまちを作ること」が目的ですよね。そのためには本市の「良いま ち」というのはどういうまちかという、本市の在り方とか、これから先どっち 委員 の方向に向かっていくのかとか、そういったことを定めるのが目的であって、 システムを決めることが目的ではないと思うんですよ。 では、この目的案で、「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする」 部会長 というのは、「自治の実現」が目的になっていることになるわけですね、これは。 (資料の)黄色いところ(自治体)はそうですね。 委員 ここら辺がなんと言うか、今一つ頭の中が整理できていないところなんです 部会長 よね。 この一覧表ですね、今、提案されている目的案はニセコ町とかに近いんです 委員 よね。 これね、本当は前文からずっとつながって、一貫して、ものの考え方を整理 部会長 しなきゃならないような気がしているんですけれど...。 インターネットを見ていたら、「自治学」というのが今あるんですね。 はい。「自治体論」であったり「自治学」であったり、どっちもありますね。 委員 で、北海道で活動されている「森 啓」という北海学園大学法科大学院講師 部会長 ということなんですが、この方の言っていることを見られたことありますか。 その人は松下圭一さんの仲間だな。 委員 それで、その中に「主体となる人間の方が変わらないと、自治の実現とかは 部会長 出来ない」というような論調があるんですよね。だから「意識改革」というの がものすごく大事だという言われ方をしているんです。 そういう「意識改革」を言い出すと、結局、市民の「意識改革」が非常に重 要になってくるわけで、それを「目的」の中でどのように考えるかが最近気に なりだしているんです。

委員

それは、共通認識として絶対に持たなければならない大前提ではあるんですが、じゃあ、自治基本条例のようなものの中で、どこかで規定して、「あなたたちが自覚を持たなければこのまちは良くなりませんよ」みたいなニュアンスの文章は入れられませんよね。

やはり、それを書こうとする人間、この条例を制定するための準備に関わった人間達が、今ここにいる事務局を含めて全員が、まず、「自分のまちをどうするか」というところに立った、自分がまず、市民のそれぞれ一人ひとりの代表であるんだという自覚の下に書いていけば、そういう自覚を促せるものになっていくはずなんですよね。僕たちが市民に対して、それは大学の先生はそういうことを言ったとしても良いですよ、だけど、我々この検討委員が、「そういうもんだよ、世の中は」みたいな形で市民にお説教するための条文ではありませんから。

部会長

それはそうですね。だから、そういうニュアンスのものは書けないから、一つの「道しるべ」としてというか、そういう言い方で、それとなく書いていくというかね、共感を持ってもらえるような形で書いていくっていうことなのか、前文のほんわかとした文章の中で、そういう考え方をそれとなく促すような形にしていくのかね。

委員

あまり、きちっとした形にしてしまうと成立しにくくなるだろうし、一方でこれはまた金科玉条ではありませんから、何年か後にまた新たな市長さんのもとに新たな検討委員会が開かれ、「この部分は現状に即さないから変えようよ」という総意が生まれれば変えていって良いわけですから。

そういう性格のものであるということからすれば、我々が気をつけなければならないのは、主語をどうするか、「主語は市民であるべきだ」とか、そういった部分に関してのみ神経を使っておけば、後はあんまりお説教じみても困るし。

部会長

だから、自治基本条例というのは普通の法令とは違ってですね、具体的にある部分を規制するということではないわけですから、そうなるとこちら側の言いたいことを市民の皆さんに伝える伝え方としては、ソフトでなければいけないとか、書き過ぎてはいけないとか、いろいろあるかもしれないけれども…。

委員

その制約の中で、部会長が「こうだ」というようなものがにじみ出ていると いうのが目的なんでしょう。

部会長

そういう意味で、前文と目的は出来るだけ簡潔に短く要領良く書くにしても、何か一つ、精神的なバックボーンがちらっと見えるというような感じが必要なんじゃないかなと思ったりしていたんですけれども。

だから、そういうことになると、「自治の実現を図ることを目的とする」という、「市民主体による自治の実現」という表現が良いのかどうかということにつ

いてはどうでしょうか。

副部会長

ほとんどの自治体がそういう表現をしていますよね。資料を見てみるとね。 今は一般的な風潮として、「私には関係ない、誰かがやるだろう」っていう風潮 ですからね。もっともっと、市民の皆さんの気持ちをまちづくりの中で…。

部会長

一人でやるのなら動機が生まれればやるんだけれども、他の人と「一緒に組んで良いことしようよ」ということにはなかなかなりにくいですよね、今の世の中では。

委員

結局、最終的には、自分が自分の伴侶に選んだ異性をどれだけ大事に考えているか、自分の家族をどれだけ大事に考えているか、自分の住んでいる周囲をどれだけ大事に考えているか、結局はその愛情のようなものに帰着するものですよね。そこから出発しますよね。

愛国心とまで言ってしまうと、もしかしたら軍国主義に使われるんじゃないかと危惧が生まれてしまうけれども、自分たちが住んでいるまちを愛していないと、誰も呼べないし、誰とも話が出来なくなりますよね。だから、本来そういうものですよね、まちづくりの最も根本的、最終的なものはどこに行くかというと、言ってしまえば家族単位ぐらいのところに帰着するものですよね。

副部会長

「小さな愛」から「大きな愛」にって、ずっと考えると、やっぱり「人間愛」ですよね。それが無ければまちづくりも出来ないし。

部会長

そこのところは…、「私もあなたのことはとやかく言わないんだから、あなたも私のことを言ってくれるな」ということになりかかっているからね。そうすると、「目的」の「自治の実現」というところは、あまり目くじらを立てなくても良いですか。今言われた社会的な在り様を高めていこうという…。

委員

例えば、私は「じゃあ、自治という言葉を使わなかったらどうなるか」ということを考えて、自分で考えていた文章を少し変えてみたんですよ。

「本条例は、市民と市の執行機関等と、その長である市長、議決機関である議会、市民によって構成される諸団体が協働してまちづくりにあたるため、市民が自らの主権に基づいて、本市のあるべき姿と進むべき道筋を定めることを目的として定められます」ということで、「自治」という言葉は無しです。

ちょっと堅苦しい気がして...。

副部会長

委員

ええ、堅苦しいです。もう、条文、本文になりますと、どうしても一定の限られた硬い文章にならざるを得ない部分はありますから。それでもまだ「ですます」にはこだわっているんです。こういう形にすればおそらく…。

原稿はあるんですか。

部会長

いや、今書いてみたもので。

委員

部会長

今聞いた感じで、硬い表現を易しい表現に変えるというのはあるにしても、 大体、考え方はわりあい良いなという感じですけれど。

委員

この文章のファクターとしては、「三位一体であること」、執行機関と議会と市民の三つが備わって一つの姿になっていること、それから「市民が主権に基づいて行動すること」、つまり一人ひとりの人間次第ですよということであって、何をするかというと、本市のあるべき姿とこれから先行こうとする方向性を定めましょうということで、ファクターとしてはそういうものが入っているんですが、他所みたいに「自治」という言葉は使っていません。

委員

今の文章の関連なんですが、うちの自治会の中で「やってくれ」と言っているのは、「(皆さん)各グループのどこかに属してください」ということなんです。老人会でも良いし、子供会でも良いし、「たくさんあるグループの中のどこかに属してください」というのをやってきたんです。

そうして、だんだんそういう組織ができてきて、(いろんなことを)やっています。

部会長

それで今はどうなんですか。どこかに属するというのは。達成出来てきてい るんですか。

委員

はい、出来てきています。16年かかりましたけれども。最初は何にも無かったんですよ、老人会とかも...、子ども会は分解していたし、婦人会も。

もう一回(こういったものを)作り直さないといけないんですよね、大分市 も。そのためには、どこかのグループに皆さんが参加してくださいというのが 目的と言うか。

そうですね、自分の家から一歩出るということですよね。

部会長

副部会長

どこかに属して、そのどこかでグループのトップって言ったらおかしいけれど、旗振り役がね、良いリーダーがいれば、どんどん活発に活動するようになりますよね。

そうですね、だから、今の団体長さんは良いですね。

委員

部会長

私は印象として、大分は女性に非常に良いリーダーがおられるなあという印象を持っているんですよね。結局、女性の方は非常に気配りが良くて、あまり自分から前には出ないで、旗はしっかり振っているんだけれど、みんなそれに気が付かずに一緒にやっているというような形のグループが結構多いなという印象を持っているんですよ。

蒸し返して悪いんですけれど、「大分市自治基本条例」と言うじゃないですか。

#### 委員

さっき言われていたんですけれども、なるほど、「自治基本条例」と言うから「自治」が「目的」に来るという意味合いは納得したんですが、多治見市の例を見ていると「市政基本条例」なんですね、ここは。

で、「住民同士のそれぞれの問題は範疇外ですよ」というように書いているんですけれど、基本的に市政の、執行部の条例なんだと、資料を見たらそんな感じがするんですけれども、そうすると、「自治基本条例」という条例で良いのかというのを改めて感じていて、例えば「まちづくり基本条例」とか、そういう言葉の方が良いのかなと思ったんですよね。

それはネーミングを替えるという…。替えるんでしょ。替えないんですか。

委員

部会長

多治見市の例は市民と市の役割って書いてある。市民と市と両方役割設定しているんですか。それで「市民自治の確立」とか…。

委員

それは、我々が一回、主語の解釈のところで「市」と「市民」というのは使わないと、「市」という言葉は何とでも解釈できるから、あくまで「市の執行機関」であるとか、「市長」であるとか、そういう形にしてみようというのがありましたよね。それが多治見市の中では別れていないんじゃないかな。

「市」といえば「市民」も入れて「市」のはずなのに、多治見市が言う「市」 というのはあくまで「市の執行機関」のことを言っているんですけれども。

部会長

それで「市民自治の確立」…、っていう言葉も私はちょっと引っかかるんだけれども。

委員

多治見市のはちょっと引っかかりますよね、「自治の実現」よりも。委員さんが今話された、「自治」という言葉を入れないで目的を作るというのも一つの手段かなと思いますね。

部会長

そういうことになると、資料2の中のどの部分をどのように変えたら良いですかね。

委員

ファクターとして組み上げた、一番最初の前文を作ったときのように、「目的」 も大事ですから、どういうファクターを入れるかということで、後は文章でつ なげば良いんですから、その辺日本語は便利な話で「てにをは」でつなげます からね。

要するに、さっき私が言いましたように「三位一体」を入れるかどうか、それから「主権」という言葉を必ず入るようにするかどうか、つまり「市民一人ひとりが皆主権を持ってやるんですよ」っていう言葉を必ずここで確認するかどうか、そしてその後に、「自治」を目的にするのか、もっと違うものを目的にするのか、そういったところさえ話し合えば、後は「てにをは」です。つなげていけばできあがります。

まず、織り込むべき要素の言葉としては、何か足りないものがありますか。

#### 部会長

基本理念が入る、基本原則が入る、市民・議会・執行機関の役割が入る、それから協働によるまちづくりの考え方が入る、後は何かありますか。

## 委員

理念的なところとかはその分で、後、手段の中に、全体会議の中で出てこなかったんで整理がされていませんが、やはり「男女共同参画」というのは必ず入れて欲しいと思っています。それは、もうちょっと先の話で、「目的」で何を入れ込んでおくかと言うと、「誰が」、「何のために」、「どうする」、この三つですよね。

「誰が」ということを正確に期するためには、執行機関と市民と議会と市民が構成する諸団体と、そういったもの全部含めた形に、全部一つひとつを表現しておくか…。

## 部会長

それは資料2にある「市民、議会及び執行機関の役割」というところで、この程度の括りで網羅できるんじゃないですか。

# 委員

いや、それは別の条文で出来るので、「目的」という条文の中に何を入れ込む かで、その後、理念と手段。

「目的」は、やはり、「誰が」、「何のために」、「どうする」ということで大体いけると思うので、後は「自治」という言葉を使うか使わないかでしょう。で、使わなければ、おそらく今問題になっている「大分市自治基本条例」という名称をどうするかというところに、もしここで「目的」に「自治」という言葉を使っていなければ、当然、名称が「みんなのまちづくり」みたいな、そんな名前になってくると思いますが。

私としては、どちらかと言うと、そっちの方が…。

「まちづくり」の方が良い?

#### 部会長

# 副部会長

「目的」の一つには、「市民自治の基本理念を明らかにする」っていうのも目 的ですよね。

# 委員

そうです。ですから、「まちづくり」のためなんだけれども、その「『まちづくり』のためには、こういうことだけ決めておきましょうよ」ということを目的に謳えば良いんじゃないかと思うんです。で、「こういうことですよ」という部分が「理念」や「手段」になる。

事務局はいかがですか。今のような意見が出ていますけれども。

#### 部会長

#### 事務局

今の話の中であったのが、委員さんがおっしゃった、ファクター、要素ですね。目的にはどのような要素が必要か、また、「誰が」、「何のために」、「どうする」のかというところですね。

これは、前回の第5回の部会の際に法制部門の職員が申しましたのが、まさに「この条例は何のためにあるのかというところをきちんとしないといけない」ということだったと思うのですが、先ほども市長の話から私が思っていること

を言わせていただいたんですけれども、最終的には「皆が手を取り合って、大 分市のまちを良くしていく」ということが目標ではないかなと思っています。

目標は皆が手を取り合って、大分市のまちを良くしていくということなんだよと、そのための手段はこれなんだということであれば、そのために必要な要素は何かと言えば、先ほどの「三位一体」、それは市民・議会・行政ですよと、そういったところですね。「てにをは」でつなげば良いというお話もありましたが、個人的な意見ではありますけれども、そういった重要な要素が何かというのを挙げていって、そして今の皆さんの部会の中で、どういうものが大分市自治基本条例の目指すものかというもの、方針ですね、これをいただく中で事務局で調整していくことも出来るのかなと思います。

この中で、もし出していただけるとしたら、「大分市自治基本条例はこういうものだと思います」という一本の芯、背骨ですね、そのために必要なものは先ほどの「三位一体」であるとか「市民協働」というものがついてくるんですよということがあれば、それがアバラ骨みたいな形になって、最終的には体を形作るというふうにイメージ出来ますので、もしよろしければ、芯のイメージですね、「この部会ではこういうイメージです」ということを出していただいて、「行き着くところはここだと思います」ということをいただければですね、またこちらで再構成して、皆さんの前にお示しさせていただければと思っています。

部会長

私は、先ほどの「まちづくり」という表現にするのか、「自治」という硬い言葉を使うのかで比べてみた場合に、「自治」の方が良いんじゃないかなっていう気がしているんです。「自治」っていうのは、かなり広がりのある言葉だし、先の方はいろいろとまだ取り組んでいない部分もあるけれど、そういうものも網羅出来る言葉じゃないかなと思うので。だから、その点は広がりという面から言えば漠然としていても悪くないかなと思うんです。で、「まちづくり」って言うと、「まち」っていう言葉自体、かなり限定された感じがあるものですから、ちょっとスケールが小さくなるのかなという気がするんです。それは「まち」っていう言葉自体の印象ですから、「まちづくり」という活動そのものではないんですけれども、なんとなくそこら辺が違うのかなっていう感じがするんです。そんな印象を持っているんですけれども。

委員

私はちょっと逆にですね、「自治」っていう言葉が、一部というと良くないんですけれど、最初に目的じゃないと話したんですが、いわゆる「自治会」とか、そういうニュアンスで頭の中に入ってくるんですね。

「まちづくり」っていうイメージは小さいものではなくて、いわゆる「大分市づくり」って言ったら言葉がおかしいんですけれども、そういう言葉が良いんじゃないかなっていう意味合いでの「まちづくり」という想いがしているんですね。

部会長

「地方自治」っていう「自治」と、「自治会」っていう「自治」とでは随分スケールが違いますからね。

委員

でも、「まちづくり」と言ったら、構造物というか、道を作ったりという感じもしますよね。精神的なものじゃないような気もします。

ハードとして捉えられる面もありますよね。

部会長

委員

だとしたら「まちづくり」という言葉は(目的では)使わない方が良いですね。この部会の委員さんの中でこれだけニュアンスの違いがあるわけですから。あやふやな言葉は避けた方が良いですよ。

副部会長

ここでバッチリ決めてあるんじゃないですか。目的「案」のところに、「市民 主体による自治の実現を図ることを目的とする」、まさにそうですよね。

「市民主体による自治の実現」で良い?

部会長

わかりやすいですよね。

副部会長

これは、わりあい、引っかかりはないですか。

部会長

引っかかりませんね。

副部会長

委員

私がここで引っかかるのは、「市民主体による自治」と言ったときに、「地方自治」というふうに捉えるのか、「自治会」レベルの「自治」と捉えるのかっていうのはかなり差があると思うんです。

私は後から言った方にピンと来たんですね。だから、なんとなく「はい、こういうまちを作りましょうよ」と行政の側から言っているという雰囲気をどうも感じるのでね。

だから、もっと違う言葉は無いのかなと。「皆で一緒に作ろう」という点では同じだと思うんですよ。大分市にしろ地域にしろなんにしろ、言葉だと思うんだけれど、ただ想いはそうだと思うんだけれども、言葉としてこの言葉が出てきたときにどういうふうに受けるかなと。私が最初に受けたのは、「あ、また自治、自治会か」というのを受けたので。

副部会長

やはり、「市民主体によるまちづくり」っていうのは私なんかは今行動しているのにね、サロンもそうですね、総合型スポーツクラブもその一つなんですよね。それからボランティア活動もその一つ、児童育成クラブもその一つということでね、多角的に、タコ足配線でやっているけれども、「まちづくり」を大分市でまとめるとすれば、各地域で活動しているものもすばらしいものになっていくと私は思います。それで私は燃えてやっているんですけれども。

それで良いんじゃないですか。

委員

そういう活動をリードしている人って、やはり自発的に積極的に…。だから、 そういう意味で、それが「自治」なんだよっていうことだと思うんですね。で、

部会長

今まで日本に「地方自治」があったかどうか。「地方自治」とは言っているけれ ど、実際には自治になってないじゃないかとかいうこともあるし、本当の自治 っていうのはこれから話し合っていかなきゃならない。

ちょっと先の議論もあるので、これはちょっとこのままにしておいて、また 全体のバランスを見て議論をしたいと思います。

それから、その次に基本理念と基本原則なんですけれども、これはどうなっていましたかね。まだ、あまり議論していなかったんじゃないですかね。

# 事務局

これについては、理念のところはコンセプト、原則のところはそのコンセプトを実現するためのやり方と言いますか、手段というような形で今までお話をさせていただいております。

この中で大分市のまちづくりの中で一番重要なコンセプトになるのは何かということで、最初に中村副部会長さんがおっしゃった、広い意味での福祉がある豊かなまちが一番大事ではないかということで「豊かな暮らしの実現を目指すまちづくり」というフレーズができました。その次に何よりも主体は誰か、主権者は誰か、それは市民ではないかということで「市民主権のまちづくり」、そして三番目に何をするかといったら繰り返しになりますけれども、三位一体ということで「協働」というものが無いといけないんじゃないかということで「協働のまちづくり」と、この三本が重要なコンセプトであるということでご議論をいただいたと思います。

そして、そのコンセプトを実現するために何をするかということが次の原則につながって、そのためには市民の全員参加、総参加が必要だということで「市民総参加の原則」、そのためには情報を皆が持たなくてはならないということで「情報共有の原則」、プラス誰もが自由に平等に参加できないといけないんだということで「平等と機会均等の原則」、以上、コンセプト三本、原則三本で良いんじゃないかというご議論をいただいてきたことと思います。

その結果を第10回の全体会では「こういうことですよ」と全委員さんにお示しはさせていただいたんですけれども、この案が良いとか悪いとかいう議論も無くて、理念部会としては戸惑っているというのが正直なところではなかったかなと思います。

# 委員

「他所の部会からいろいろと意見が出てくるだろうから、それを見てからこちらで整理しましょう」というふうにおっしゃったでしょう。ところが、意見が出なかった。

# 部会長

出なかったんですよねえ。そうしたら、ここに出していただいた理念と原則 の三項目について適切かどうかということでご意見をいただきましょうか。

私がちょっと気になっているのは「豊かな暮らし」の「豊かな」というのは、本当に良いのかどうかちょっと…、「豊かな」って言うよりむしろ「幸せな」っていう方じゃないかなって思ったりしているんです。と言うのは、これから日本は低成長がずっと続いて、高度成長時代のような「一年経ったら新しい豊かさが手に入る」ような状況ではこれからはなくなっていくだろうと。そうすると「豊か」か「豊かでない」かは、実はその人が自分の生活を幸福と思うか不

幸と思うか、要するに「幸福感」の方で支配されるだろうということで、「お金は貧乏でも幸福だったら豊かだ」と思う人も結構多いんじゃないかと思うので、 そんな屁理屈を言っているんですけれど。

委員

私は、今回の議会で全く同じ話を議論しました。「指標をGNPからGNHに替える」という話をしたんですよ。で、定期的に大分市民に「あなたは今幸せと思いますか」と問いかけて、それで「何パーセントの人が幸せと思うかということを指標にしる」という話をしたんです。

「H」はハピネスの「H」ですね。

部会長

委員

はい。これはブータンで始めたことなんですけれども、国民の一人当たり年 収が日本の20分の1以下という開きがある国なんですが、国民の90%以上 が幸せと答えています。

日本人は反対でしょ。

委員

日本人は何パーセント幸せと答えるんでしょうか。

委員

8割くらいは幸せじゃないんですか。

副部会長

委員

どう答えるかは一人ひとりの主観ですから。おっしゃるとおりね、量れないものを量ろうとしてもおかしいわけですから。一人ひとりに問いかけて胸に手を当てて考えたら幸せと思いますかと問いかけて。でも、それが、たくさん思う人、思うまちと、あまり思わないまちとに分かれれば、思うまちの方が良いに決まっていますよね。良いまちであることに決まっていますよ。

部会長

調査すると、一人ひとりが幸福、豊かだ、豊かでないという答が返ってくるわけですけれど、中身を見ると同じ「豊か」の一票が実は、隣の人は良い嫁さんをもらえたから豊かだと思っているし、もう一方はお金がいっぱいあるから豊かだと思っている、異質な数字が集まってということがね。

「豊かさ」の価値観が違うんですよね、皆。

副部会長

委員

「豊かな」と言うとそんな誤解があるけれど、「幸福な暮らし」と言うとその 誤解だけはなくなりますから、個人個人の問題ですよというところを「幸福な」 というところで置き換えられますからね。その方が良いんじゃないですか。

部会長

「豊の国」としては「豊か」にこだわりたいけれど。しかし、市長さんはど うかな、市民皆が豊かだと実感できるような市を目指しておられるのかな。

今の市長に限って言えば、目指していると思いますね。

委員

# 副部会長

目的の一番大きなのは「市民自治の実現を図る」ということじゃないかなと思いますけれどね。

# 部会長

「市民自治」。やはり自治が実現すれば、市民主権のまちづくりもそうなるし、 豊かな暮らしも多分保障されるんじゃないかということにつながってきますよ ね。

ここで抜けていると思われる項目とか余分だと思われる項目はありますか。

# 委員

私自身が入れる必要があると思って言うわけではありませんが、理念として考えられる言葉に最近の流行で言えば、「人権・平和・環境」、そういったものは考えなくて良いのかなとは思います。私自身の結論を言えば、どこかにそれが包含されるであろうとは思っていますけれど。

それともう一つあるのはですね、これも最近流行だから、敢えて言わせていただくと、地域のアイデンティティをどうするか。これも実は前文に歴史性を入れるのにこだわったのは、この地域のアイデンティティの部分で、だからそこで済んでいるといえば済んでいます。

# 部会長

ちょっと印象を言わせていただくと、「人権・平和・環境」というのは、自治 基本条例よりもっと高い概念じゃないかなと。日本全国、世界がそういうもの で包まれなければならないものじゃないかなと。そうすると、「それを前提にし て自治基本条例を作っているんだよ」ということかもしれない。だから、事細 かくして、中に入れていくかいかないかって言うと、ちょっとどうかなってい う気がするんです。

# 委員

私も実はそう思っています。原理まで言う必要は無いですよね。我々は定義 のレベルで話をすれば良いわけですから。

#### 部会長

やっぱり、市民一人ひとりの生活空間の中で物を考えたときに、「そういうものは当たり前じゃないの」ということで、最初から外している概念かなと思っているものですから。

# 委員

なんだか、憲法とか言ったらあまりにもかけ離れているじゃないですか。大 分市の自治基本条例であれば、かけ離れていないような身近なものに作り上げ ないとわからないんじゃないかな。

#### 部会長

そういう見方で見る必要もあるかもしれませんね。そう意味でいくと基本原則の一番下の「平等と機会均等の原則」というのも、一般用語というか、自治基本条例に再度強調しなければならないのかどうかというのがあるかもしれないんですが。

「市民総参加の原則」と重なってしまっていますね。

#### 委員

それとさっきの男女共同参画をどこかに入れるということについて、上手く

部会長

いくかどうか、どこに入るかは良くわかりませんが...。

委員

それは、「市民総参加の原則」の中のどこかに入れ込んで、言葉で入れ込むか、 項立てして、特に大分市が遅れている部分ですから。

遅れていますか。

部会長

委員

遅れています。目標としては掲げていますけれども、目標の達成率は非常に低いです。議会を見ればわかるとおり。

女性議員の数は少ないですね。

部会長

せめて三割は女性だったらね。

副部会長

委員

はい。私は、市議会には三~四割は女性が必要だと思っています。それと、男女共同参画関連のイベントをやっても男性はほとんど来ていません。大事な話を聞くべき男性が来ていないんです。例えばDVなんかについてもあらゆる職種に及んでいます。具体的な職種を言って悪いんですけれど、公務員、教師、医師、検事、裁判官、こういう人達がDVをやっているケースが多いんです。また、こういうケースは被害者を守るのが非常に難しいんです。

こういったところの状況を男性にどんどん知らせたいんですけれど、そういった会には男性が来ませんからね。

そういう社会的なステータスが高い人が多いんですよね。

部会長

そういう意味でもぜひ「市民総参加の原則」の中に入れて…。

委員

それはもう「市民総参加の原則」の中に含まれているんじゃないですか。

副部会長

委員

含まれてはいるんですけれど、それだけで謳っておけばそれで済むと言うんじゃなくて、一項設けて、「市民総参加の原則」の中に何らかの形でモチベーションの上がる、インセンティブの上がる形で入れ込んでいただきたいですね。

残念ながら、大分市はその程度の段階ということなんですけれど。認めておいた方が良いんじゃないかと思うんです。

委員

私は、出来たらこの中にボランティアという言葉が入れた方が良いと…、例えば、「市民総参加の原則」に、「性別、年齢を問わず、全ての市民が『ボランティア活動等に参加して』まちづくりをする」というふうに、ボランティアという言葉が入ると現実的になる…。

副部会長

市民自治という中にね、ボランティア活動は含まれているんじゃないかなと 私は思うんです。行政の方はどうですか。

# 事務局

私も気になっていて、「自治」ということについて見ていたんですが、回覧で回っている「地方行政」という出版物の中に「自治」についての記載があって、「自治」とは何かということを地方行財政会の神谷秀之さんという方が書いているんですが、「自分で自分のことを処置すること。社会生活を自主的に営むこと」が一番、二番目に「自治行政の略」というのがあるんですが、一番を見るとですね、ボランティアも入るのかなと思います。「自分で自分のことを処置する。社会生活を自主的に営む」なので、その中で自分が自主的に参加して、それはボランティアという形であったりNPOという形であったり、そういったものがいろいろ入ってくると思いますので、ボランティアというのもそういった範囲、一つの手段なのかなとも思いますし、市民総参加、大分市が取り組んでおります市民協働のまちづくりにつながっていくと思っております。

### 部会長

そういう部分もあるんだけれど、ボランティアっていう言葉は、一方では非常に高い精神性を表している言葉なんですよね。

日本では最近ボランティア活動が随分伸びてきていますけれども、アメリカの例っていうのは全然桁違いで、七~八割の人が何らかの形で一週間何日とか一日何時間とかのレベルでボランティアをやっているわけですよね。全然比較にならない。そういうもので支えられているアメリカと、日本の社会というのは本来違っているんだけれど、日本人からはなかなか見えない。だからそういうものを強調する、自治基本条例の中で何とか謳い込むっていうのがあると良いなという気がするんですけれども。

## 副部会長

「住民自治」っていうものはボランティア精神が無いと出来ないですよね。 そう思いますね。根本っていうのは、それが無いとまちづくりは出来ない。

# 委員

だけど、それもさっき僕が言ったみたいに、「市民が全員参加でやるんですよ」って言っても、なかなかそこで「男女共同参画」っていう言葉をきちっと謳っていないと、男女同じ率で出て来れないっていうのと同じで、「自治」を実現するためにはボランティアは絶対必要だけれども、「ボランティアですよ」っていうところをもっと打ち出していかないと難しいんです。

「協働」という言葉が押し付けがましく聞こえるというのは、実は、ボラン ティアの部分を拒否している部分もあるんですよ。

# 副部会長

聞いてみたいです。今おっしゃったのにお答えを出していただきたいんですけれど。

### 事務局

「個人的な意見」なら言えると思うんですが…。ただ「協働」のところですね、委員さんがおっしゃられたアレルギーというようなことに対して、そこにある意味「押し付け」というようなことを嗅ぎ取っての反応なのかなというのは確かに思いますね。

ただ、以前から「市民協働」ということを積極的に言ってきておりますが、 今大分市が取り組んでいる市民協働は、やはりボランティア精神であったり、 しかもそれは自発的なですね、「皆が少しづつ助け合えば上手くいくぞ」という、 自主自発の世界での協働と思っておりますので、私達が言うボランティアは押し付けではない。井手口委員さんもそこを十分おわかりになった上で議論を進めるためにそういった意見をご紹介くださったということはわかりますし、ご指摘いただいたところからアレルギー反応を起こしているのかなというのは感じます。ただ、私達が思っている「協働」はそうではないと考えています。

委員

彼ら(事務局)にとっては腹立たしい論議が今回の議会でもされたんですけれどもね、市長の呼びかけから始まって、職員が朝、通勤途中とかにゴミを拾ったりするケースがあるんですが、「時間外手当を払っているのか」という話が出たんです。議員がそういうことを言うくらい、まだボランティアに対する感覚が低いんです。ですから、どこかにカタカナの「ボランティア」という言葉を使うかどうかは別にして、そういうものが織り込まれている方が良いような気がします。それもさっきの男女共同参画と同じで、大分市がと言うか、日本の社会全体が遅れている部分を認識しあいましょうというところでしょう。

部会長

だから、それは基本理念又は基本原則の中でボランティア活動をベースにして、「市民自治」なり「まちづくり」なりをやっていくっていう書き方が出来るかってどうかというと…。

委員

ベースになると言うと、さっき私が最初に言いましたように、権力を持つ人間をぐるぐる巻きにしておくんだというのと外れますので…。

部会長

「市民総参加の原則」っていうのは、中にそういったボランティアっていうのはかなり意識されているんですよね。

当然、意識していますよね。

委員

部会長

これを「やっぱり世の中で大事なことだよ」ということを市民一般に伝わるような、伝え方があれば良いんだけれど。

委員

むしろ、原則のところに入れずに一項設けて、ボランティア活動をしようとする市民に対して、一定のサポートをしなければならないというような形で、括っておいた方が良いかもしれません。

副部会長

気になるのはね、今、校区ボランティアの火が一つひとつ消えていっていることなんですよね。高齢化して後に続く人達がいないと。だからその辺のね、市民の喚起を促すと言うか、もっともっとボランティア…、これはまちづくりにつながると思うんですよね。すごく寂しいことですよ。

ボランティア無しにまちづくりはあり得ないと思うんですけれどね。

部会長

委員

本当にね、自分が同世代だから恥ずかしい話なんだけれど、いわゆる70年 安保闘争時代の世代というのはね、一番地域ボランティアに対して非協力的で す。情けないですけれどね、要するに今の60歳近辺です。

部会長

今の自治基本条例のチームでボランティア活動を扱っているのはどこですか。

事務局

部会ですか。「ボランティア活動」で扱っている部会は無いんです。そこまで 細かい話を自治基本条例の中でやっていませんので、どこかでそういったニュアンスの議論をするとすれば、「市民参加・まちづくり部会」になります。そちらの方で「協働」とかの部分をやっていますので。

事務局

ちょっと、それに関連してよろしいですか。「市民参加・まちづくり部会」の方はですね、いわゆる「市民協働」の部分ですとか、ちょっと話は飛ぶかもしれませんが、「都市内分権・地域自治」という部分で、やはり、「地域は自分たち、地域に住む市民が中心になって作っていく」という形になるんですが、そこの市民だけではなくて、団体やボランティア、NPOも含めて、まちづくりをしていきましょうという概念というか、考えは持っているようです。

後は、言葉として明確にボランティアという部分では議論が出てきてはいないのですが、いわゆる地域コミュニティという言い方を…、実は明後日、我が部会では第6回目の検討部会を開催するのですが、条文案のたたきとして地域コミュニティという言い方を一つさせていただきまして、その地域コミュニティは何かと言うと、「それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティ」ということで、団体とか個人も含めて「地域のことは地域で」という一つの概念の中で、いろんな活動団体が集まって、まちづくりをするときには、そういう方たちとの協働によって、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するという言い方をさせていただいております。

その後ですね、言うなれば、地域コミュニティの方の意向を聞いたり、必要な部分は支援をしたり、コミュニティをまたぐような話であれば、広い意味で捉えて調整を図るとか、そういうのは市として謳っていくべきではないかなということで、たたきとしての案を作らせていただいております。

また、中村副部会長さんもおっしゃったように、我が部会で議論をする際にはベースは自治会ということになろうかと思うのですが、校区の単位でありますとか、NPOさんもあれば、ボランティアの方もあるので、ある程度、活動の単位をですね、ある意味具体的に何か、明確に大分市モデルではないですけれども、そういうものが見出せればですね、そういうのも謳っていった方が、活動単位がある程度はっきりすると、その辺の話もしやすくなるのかなというのは議論の経過では出てきているようなところでございます。

部会長

逆にね、そういう活動単位を頭から決めてしまうとね、それが制約になって 進めないというケースは出てこないですかね。校区単位ということになると、 一つのボランティア活動に集まれないというようなことで良いのかどうか…。

例えばビッグアイでボランティア活動が集まることがありますよね、あるいはそれを仕組む人達が出てきますよね、そういうのになると一つの校区単位で済めば良いけれど、他の校区にもそういうものが多くあった場合、どういうま

とめ方をするかというと、そのときそのときの事情で違うんじゃないかな。 そうすると、そこら辺は自然発生的に仲間が出来てくる、その仲間が一つの グループ、コミュニティとした方が上手くいくんじゃないかなと思ったりする んですけれど。

## 事務局

我が部会の議論としては、やはりその既存の自治会でありますとか学校を中心とした組織というのが一定の方だけの関わりになっているので、それを何とか壊すではありませんが、広く、ある意味高齢の方から若年の方まで、本当に地域のことをいろんな世代、あらゆる人が関わることによって、地域を良くしていこうというのも一つベースになるんじゃないかというのが主な議論でされている部分です。そうなると、どうにかして今の既存の組織を上手く何とかあたれないかなとなったときに、一つの考え方としては、他都市の事例とかでは小学校単位、多分、大分市で皆さんご検討される際にはいわゆる自治会単位、自治組織の単位というのが一つの考え方になるのかなと思っているのですが、それをある程度広げて学校単位できちっと固めていった方が良いのか、もしくは行政の立場からすると、本庁もありますけれども支所管轄というような大きなエリアを捉えながら、今支援させていただいている現状もありますので、その辺をまた市の支援の体制も含めてですね、バランスをとるではないのですが、落ち着かせるというのが今からの我が部会の具体的に方針を出す方向ではないかなと思っているんです。

ですから、先ほど説明させていただいたときには、大きな形で「地域のことはまず地域で」というような形で捉えております。ただその「地域」は住んでいる人だけではなくて、そこに関わるいろいろな団体、NPOもボランティアも企業の方も含めて、まずはその地域と呼ばれているところできちんと自主自立のまちづくりではありませんが、そういう方向を目指すべきではないかなというのが、今の我が部会での検討方向になっています。

ですから、また単位の話は、申し訳ないんですが、うちの部会で議論をさせていただいたものを皆さんにお示しする中で、ご意見またご議論していただければと思っています。

## 部会長

そういうところでご議論いただいているということで、この部会ではあまり 詳しく書き込むということは無いんですけれど、そちらの部会からこちらに書 いて欲しいというようなところは…。

# 事務局

逆にご要望をいただいた方が私達の部会としては話がしやすいと思いますが、報告はさせていただきます。

#### 委員

自治基本条例の条文の中に何か設けられた時に、今度はその条文を実際の運用面で、それを活かしていくためにどうするかというところで、個別の条例を決める、例えば今のボランティアであれば、基本計画の中に何らかの形でボランティアと謳い込まれていて、「大分市ボランティア活動推進条例」みたいなものを、自治基本条例が規定して、「だから作らなければいけなくなります」というふうに持っていくのも一つの自治基本条例の使命と言いますか、役割ですよ

ね。

だから、そういった形を入れておけば、もちろん、「向こう三軒両隣的なボランティア」から、「世界平和から地球環境に全体に対するボランティア」まで広がりは相当ありますから、そういったものをこの自治基本条例で括るわけにはいきませんから、それはそれでまた別の実施条例を作れば良いわけで。

部会長

そういう意味合いからすれば、この条例にボランティアという言葉は出てこないけれど、良いじゃないかということですね。

委員

そういう「ボランティア活動推進条例ができるような、方向性が理念部会から出ていますよ」と言ってもらえれば良いわけなんです。

部会長

そうなるとね、この市政運営に参加するっていうふうに基本理念の2番目の「市民主権のまちづくり」があるんですけれども、市政運営に参加するってい うのがボランティアっていうわけではないんですよね。

事務局

部会長よろしいですか。市政運営ということに関してはですね、我が部会の方で、附属機関という形でいろんな行政上の法的に決められた機関とか審議会、 懇話会というようなものもあると思うんですが、一応そういう部分については 「市民参加・まちづくり部会」の方で検討をさせていただいております。

基本的にはそういう附属機関等を設置出来るというような内容の形で、そこには見識を有する者を選任する他、いわゆる公募によって、必ず市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならないというふうな考え方になっています。後は、附属機関等の公開に関することは別に定めますということで、審議会の公開と言いますか、そういった部分で対応を進めていますので、その辺が明確になれば、またそういうふうにきちっと謳い込めば良いのではないかなということで、いわゆる附属機関・審議会関係については一応「市民参加・まちづくり部会」の方ではそういう会議に市民の方が入っていただくと、そして広く公募をしますというような言い方は今謳い込みをさせていただいております。

部会長

それは市政運営の立場からいくとそういうのを「いらっしゃい、いらっしゃい」と呼びかけて、来てもらうっていう段取りをつけてもらうのは良いんですけれども、基本理念のところで、「市民主権のまちづくり」と言った場合に、まちづくりに市民が主権を持って参加して活動するっていうのは、市政運営に向けてだけでは無しに、市政に関係ない地域コミュニティのために知恵を出す、汗を出すというのもあるわけですね。

委員

一番のところでそれは謳われていましてですね、二番のこの表現だと、少し今部会長さんおっしゃるような形に採られるんですが、こういう表現ではなくて、今彼(事務局)が説明した方向性が正しくて、つまり行政機関や議会が、何らかの意思決定をしようとしたとき、意思形成過程から市民に公開をし、市民の意見を聞きなさいよという意味なんです。市民の意見を聞く場を必ず設け

なさいよということなんです。

それは今も着々とやられているんですよね。

部会長

はい、着々とやってはおりますけれども。

委員

部会長

逆に、ここのところで、基本理念として、二番目の「市民主権のまちづくり」 と言ったときに、ここに入ってくるのは何が、何に参加するのかという...。

委員

それは附属機関であったり、パブリックコメントであったり、アンケートであったり、形式はいろいろとあると思うんです。いずれにしても意思形成過程、決まったものを市民に公開するのではなくて、「今こういうことをやろうとしています。こういう方向性で良いでしょうか」と市民に投げかけ、市民に聞いたうえで、最終決定に持っていきますよという意味です。

部会長

いや、だからそれは、まちづくりの内、市がやる部分について意見を求めるっていうようなことなんでしょうけれども、それとは別に、市とは関係ないけれども自分の住んでいる周りでやることもあるわけですね。

委員

それは、最初の豊かという言葉を核にしてまちづくりに参加する形になっている、二番目は先ほど我々が何度も言います、権力者をぐるぐる巻きにしておくために置く部分でして、これは、行政が「お上が決めたことじゃ、さあ従え」みたいな話ではなくて、「こういう方向性で考えています、こういう情報が今あります、だから皆さんの意見を聞かせてください」と言ったときに市民が皆参加をしてそこで意見を言えるということですね。

「主権」ということだからそうなるのか…。

部会長

「主権者である市民の意見を聞かずに何事も決めてはいけないんです」とい 委員 うことの言い方が少しここの部分で、矢印の方向が逆になっている感じがしま すけれどもね。

部会長

そういうことの歯止めとして、こういう言葉が入っているということなんですね。そうすると、市政運営とは次元の違う、地域コミュニティに対してボランティアに取り組むということは、一番目に入るんですかね。

いや、ボランティアのところは基本原則の方の一番目。

委員

基本原則の方の一番目…、「市民総参加の原則」っていう方に入るんですか。 これはそういうことで良いんですか、事務局の考え方としてはどうですか。

部会長

一つは自治基本条例の方で、ボランティアという視点はあるんですけれども、 大分市というまちを作るときに、ボランティアも含む市民であったり、議会で

事務局

あったり、行政が皆一緒になって大分市というまちを良くするためのまちづくりのルールということですから、ボランティアの方々が自発的にコミュニティに参加するのはもちろん良いんですけれども、大分市のまちづくりを一緒にやっていくときに、行政も握手をします、市民も握手をします、議会も握手をしますというように大分市全体でやっていきますということなので、あまりそこのところに特化するというよりも、大分市全体で考えた方が早いのではないかなと思います。

もちろん地域コミュニティは非常に重要ですから、そこから話が出てこないと大分市もガタガタになりますから。ただ、もっと大分市全体を上手くやっていくために皆が肩を組んで行きましょうよというルール作りということであれば、落ち着くところはそこぐらいではないかと思うのですけれども。

# 事務局

多分、ここの基本理念・基本原則というのは、条例に対しても大分市のまちづくりに対しても、一番大きなところになると思うんですね。

それを受けて、先ほどの「市民参加・まちづくり部会」とかで個別の具体的なことを条文に載せていったりとか、それを使ってまちづくり、自治体運営をしていったりという流れになると思いますので、その間には当然「市民部会」の方で検討している市民の責務とかですね、そういった部分にもこっちの理念に沿ったところの考え方で責務も謳われてくると思いますし、だから、あまりここは細かく考えないで、もちろんボランティアとかいうことも当然、大事なんですけれども、そこは踏まえたうえで、じゃあ、ここにどういう形で大きく書こうかという議論でよろしいのではないかと思います。

## 部会長

ボランティアという言葉を入れなけりゃ目的を達しないってわけではないんですけれども、ボランティアという言葉を使わなくても良いんですけれども、今の全体の概念として、皆に呼びかけていきましょうよということになってくるわけで、そのときにやっぱり、世の中っていうのは多種多様性がものすごくあるものですから、それを全部カバーできるようなことをここで簡潔に言わなければいけないわけですね。

## 事務局

ですから、議論の過程でそういった細部の話が出てくるのは非常に良いことだと思うんですよ。また今後、逐条解説を作るときにですね、こういった議論の内容というのが非常に参考になると思いますし、議論の過程で細部の話をしていただくのは良いことだと思います。

#### 部会長

でも、そういうときに、この「市政運営」という言葉がどの程度のカバー率を持っているのか…、「市政運営」で大体良いんですかね、まちづくりっていうのは。

# 事務局

そうですね…、他都市の条例を見ると「市政運営」という言い方をしているところもありますので、もちろんまちづくりという言い方をしているところもありますし、定義の仕方だと思うんですけれど。

# 部会長

私の頭の中には、「市政運営」というのは市の執行部がやる仕事の範囲の中で、何か課題が出たと、それは外にも応援を頼んで、ボランティアにも協力してもらって、一人ひとりの市民もゴミを拾うなり活動して、それで市政運営を軌道に乗せると、それは市政の...、難しい言葉の話になるとわからないんだけれど。

## 事務局

市民主権のまちづくりというとそれだけで良いのかどうかというところですよね。参考になるかわからないのですが、今日、午前中に「市民部会」の会議がありまして、「市民の責務」のところを議論していたんですけれども、基本的には「自治の基本理念を実現するためにこういう責務を負いますよ」という書き方をしているのですが、その中で「市政とかまちづくりに積極的に参画すること」、それと「自らまちづくりに取り組むよう努めること」という二つが今のところ必要ではなかろうかというのが一項として上がっているんですけれども、まだ確定事項ではありませんが、そういったことが必要だろうと、「市政とかまちづくりに積極的に参画すること」、「自らまちづくりに取り組むよう努めること」というのが必要ではないかと、こういうことも今議論されています。

# 部会長

それが一つの指針になって、方向付けしていけば良いと思うので。それとここの部会の議論が矛盾しないように、言葉をより適切なものがあれば入れ替えられるということをちょっとしないと、そちらで検討していただかなきゃならなくなるので。

# 事務局

今、「市民部会」は「市民部会」の考え方を、権利とか責務とかを議論していますから、いずれ、何らかの成果品が出てくると思うんですね。そこで、今度理念部会の方で考えている基本理念・基本原則に当てはめたときに、合致するかどうかというすりあわせが必要になってくるかと思うんですけれども。

本来は基本理念・基本原則があって、その下を議論すべきだと思うんですけれども、今はばらばらの部会で検討をしているので、そういった仕事が今後は出てくると思うんですが。

# 部会長

この部分はその結論を待って、後で処理するっていうことで良いですかね。 しばらく待つよということですね、わかりました。後、この基本理念・原則の 三項目は良いですか。

#### 委員

基本理念は、言葉遣いはともかくとしてこの三つで網羅出来ると思うのですが、原則の中に意思形成過程をどうするか、大分市のこれまでのコンセンサスの確認の仕方というのは、まず、町内会単位、それから小学校単位、それから地区公民館単位、そして大分市全体という形で捉えてきました。そのことをどこかで原則の中に入れる必要は無いでしょうか。

それは、もうスペックとして確立しているわけですよね。従来のやり方...。

#### 部会長

委員

今までは、特にそれが明文化されているわけではありませんが、そういう形でコンセンサスを取ってきました。ボートピアというものに対してどうかとい

うときに、最初に町内会はどう考えていますか、自治会連合会はどう考えていますか、校区はどう考えていますかというような感じで捉えていって、「あ、校区が反対しているんですね、じゃあ駄目ですよ」というような、そういう方向性でいっています。それをどこかで確立する必要性はないかなと思います。

部会長

それはどこかの部会でやっているところはないですか。そういう手順、意思 決定の話。地域としての意思決定のプロセスの話ですよね。

委員

原則に入れるのではないかと思います。ただ、これは諸刃の剣です。例えば、新しく清掃工場を建てたいとします。地域は絶対反対します。でも、大分市のどこかに必ず必要なものですというようなことが起きます。

部会長

その場合に原則だって言って、ここに入ってくるのが良いかどうかってことですよね。最初の方で、理念部会の担当の中で入れ込むのが良いのか、それとも、もっと下の方で入れるのが良いのか、それとも、それはそのときの情勢判断で、固定的にこうしなさいと言わないという、何も決めないというのをやった方が良いのか。

委員

例えば、都市計画法なんかで、大店舗が出展する場合、それから、大きな団地を開く場合、必ず近隣の住民の代表者を事前協議の中に入れなさいというのがありますが、「近隣の住民の代表」という形であって、大分市の場合は町内会長さん、あるいは自治委員さんと同じ肩書きを持った方が参加していることが多いのですが、そのまま近隣のそれぞれの自治会というか、そういったところの意見を聞きなさいというところがまず出発点ですね。それがOKが出ればテーブルに乗せましょうという形になっています。

部会長

それはもっと具体的な話だから、ずっと個別の条例で決めるとして、ここは要するに市民総参加で括ってしまう、それだけしか言わないというやり方もあるわけですね。そのときそのときの事情がいろいろとあるから難しいですよ。さて、時間がちょっと、ゆっくりしちゃって…、その程度の議論で…、まだ必要ですかね。

事務局

逆に今の基本理念・基本原則については、私達は全体会でのキャッチボールでボールを投げているだけで、それに対してボールを返していただいていないところでもありますので、なかなか議論がしづらいなというところはあります。今の話は、次回、全体会でこれについての議論をしてもらえるかは別にして、「理念部会としてはこういう状態ですけれどどうですか」ということを挙げるかどうかということですね。現段階では、もう一回この状況でボールを投げるしかないのかなというふうには思っているのですが。

部会長

あまりたくさん詰め込まないで、骨格だけを投げかけて、反応を見た上で少しづつ肉付けしていくっていうステップはいりますよね。

### 委員

最初はそうだったんですよね。「複数の部会に重なるようなことが出てきたときに、それは理念部会で定義づけしてもらいましょう」という感じだったですけれど、あまりそういうのが入ってこないから。

# 事務局

予定時間を若干回っているような形なんですけれど、ちょっと念押しをさせてください。本日、前段のところで「協働」についてお話しさせていただきましたが、「『責務を負わせるものではない』という表現についてどうしましょうか」ということを私の方から投げかけさせてはいただいたんですけれども、部会での議論は煮詰まっていないような感じではあります。

今日、ご議論いただいた前文についてはですね、若干文章のつながりのところ、最高規範「である」としたところと、次世代の表現を変えたものを修正版として全体会にご提示できるように準備をしておくというのが一点。

基本理念と基本原則については、いろいろとご議論をいただいたのですが、 ガラッと変えて出そうかというところまでは、まだいっていないような感じで あったと思います。この状態で全体会にご提示するかしないかというのは議論 の余地はありますけれども、一応この形で他部会からの反応を待つというよう なことで、ご提示するというのが一点。

目的案につきましては、事務局案についているいろご意見をいただきましたが、一点、確認させていただきたいのは、中村副部会長さんからは「この案でも良いのではないか」というご意見をいただいてはおりますが、「理念部会としても一応議論をしたから、これを一応の案として全体会に出す」というのか、もう一つはお話をさせていただいた、「大分市自治基本条例をどうもっていくか」という背骨を定めてアバラ骨を付けていくという方法をご提案させていただいたのですが、これについては棚上げになっている状態です。アバラ骨の部分については「三位一体」ですとか、「協働のまちづくり」とかは考えられると思うのですが、これについてはご議論が煮詰まっていないような感じがしますので、事務局の目的案としてはたたきのたたきとして出すのか、まだ議論が十分ではないということで目的案は提示しないのかというご判断をいただきたいなと思っております。

# 部会長

出せるのなら、できるだけ早く出した方が良いと思うんですよね。ただ先ほど言った、骨に議論が進んでいない肉を付けて出しちゃって良いものか、骨組みだけでも無いといけないからということで出すのか。

# 事務局

例えば、今の事務局案で出したとしても、それがしっかりとした背骨なのかと言われるとそうは言えないのですけれども、その状態でも議論を誘引するために出すのか、それとも、そういった曖昧なものは出せないから次回の部会で「しっかりした背骨の目的はこうだ」というものを作って出すのか。どちらを採るかというのを決めておかないといけないと思うんです。

# 委員

出して良いと思いますよ。今までだって、出しておいて「こういう意見がありました」というのを横に付けてたでしょ。今回もそこは同じ形式でやっておいて、議論が出たのを踏まえたうえで我々はもう一回、話をしたらどうかな。

せっかく間に全体会があるんだから、一度全体の目にさらしておくのは大事 なことだから。 わかりました。それでは、今事務局案でお出ししているものを、一応、部会 のたたきの案ということで出すように準備をさせていただくということでよろ 事務局 しいでしょうか。(「良い」の声) こういうことはどうですか。基本理念と基本原則で三項目出ていますが、中 部会長 にコメントが書いてありますけれども、コメントを外した項目だけを出すって いうのは。 前回はコメントが入ったまま出しています。 事務局 そうですか。 部会長 特に基本理念の二番目に関しては、部会長の想いもあるので、それも何かの 委員 形でその想いが加味されるか、併記するかなどを考えてみてください。

「市民主権のまちづくり」のところですね。

「市政運営」という言葉が引っかかっているから。

事務局

委員

委員

部会長

委員

事務局

部会長

ま務局 それでは、コメントの下に 印を入れて、「市政運営」という言葉に対して、 「大分市のコミュニティという視点が抜けているのではないか」という意見も あったということで調整をいたしたいと思います。

> それでは、全体会で理念部会の提示案に対する議論が出来るかは別問題では ありますが、準備をさせていただきたいと思います。

> それから、次回の部会なんですけれども、6日に全体会がございます、その 議論を踏まえたものになると思いますが、本日決められるでしょうか。

> 予定が立てられるものなら、早く決めておきましょう。これからだんだん詰まってくるから。

そうですね。今日皆さんのご都合をうかがった方が良いですね。

全体会の話を踏まえた資料を作ってもらうのに何日くらいかかる?

その週はちょっと難しいと思います。一週間くらいいただければ。

それでは、次回は4月20日(火)の午後2時ということでよろしいですか。 長時間どうもありがとうございました。